

徳島県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
はなみずき薬局	板野郡藍住町勝瑞成長一六五 二	株式会社グロース	令和七年十二 月一日
訪問看護ステーション いこい	同 三 コーポ新聖一二 住吉字神藏一四	株式会社古川	